

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令 の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

就学前の障害児の発達支援の無償化に当たり、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。）及び障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 179 号。以下「請求省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2. 概要

児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）の一部改正により、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化に係る費用の対象となる通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下「無償化対象通所児童等」という。）を養育している場合の障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額の考え方について、新たに規定することとしている。

これにより、無償化対象通所児童等がいる期間といない期間とでは、当該通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額は異なることになる。

このことについて、児福則において、市町村又は都道府県は、障害児通所支援負担上限月額、障害児入所支援負担上限月額等に変更があったときには通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、令の改正により障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額を一律に変更するものであり、通知を不要とする改正を行う。ただし、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。

令の一部改正により、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について、入所給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該入所給付決定保護者の児童であったもの又は当該入所給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。

請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額」の欄には、無償化対象通所児童等に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税所得割の額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

令第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条の 2 及び第 34 条

4 . 公布日等

公布日：令和元年 5 月下旬（予定）

施行日：令和元年 10 月 1 日（予定）